# 近代の神社境内の研究動向

誌名	東京農業大学農学集報
ISSN	03759202
著者名	小林,章
発行元	東京農業大学
巻/号	61巻4号
掲載ページ	p. 126-136
発行年月	2017年3月

農林水産省 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター

Tsukuba Business-Academia Cooperation Support Center, Agriculture, Forestry and Fisheries Research Council Secretariat



綜 説 Review

## 近代の神社境内の研究動向

## 

(平成 28年12月8日受付/平成 29年1月27日受理)

要約:日本の明治時代から昭和戦前までの,近代の神社に関する研究は近年活発である。神道史,建築史, 都市史,造園史,観光史の各分野で研究が進められている。そのなかで近代の神社境内の特徴が明らかにな りつつある。明治政府は祭政一致であり、神道を国家の宗祀とし、神社境内から仏教の要素が取り払われた。 法令により、神社は境内以外に所有していた土地を政府に収容され、広い神社林を失った例も多かった。明 治政府は伊勢神宮を頂点に神社に社格を設け、国が予算を支出する神社など各地の神社を階層化した。明治 時代の初頭に、皇室の祖先を祀る神社や、皇室の忠臣を祀る神社が日本各地に創建された。政府には神社に 関する部局があり、そこに神社の営繕組織もでき、新設の神社には神社境内の社殿配置や規模の制限図が制 定され、標準化が行われた。一方、古い神社は伝統の形式が尊重された。明治の初頭に政府側の戦没者を祀 る東京招魂社が創建され、靖国神社に改称、戦争のたびに祀る戦没者を増やし、境内は改造された。明治初 年の公園に関する法制により,神社境内が公園とされた事例もあった。大正時代に,明治天皇を祀る明治神 宮が東京に創建されるときも制限図を参考にしていた。敷地の選定、社殿の形式、神社林の構成樹種などに ついて深く議論された。明治神宮の神苑は、神社林に囲まれた社殿のある内苑と、記念絵画館と体育施設の ある洋式の外苑とが離れて整備され、東京の都市計画に大きな影響を与えた。明治神宮の神社林の造成は、 椎・樫の照葉樹林を理想とする考え方へと、神社林の考え方の画期となった。明治以降、地元出身の戦没者 を祀る招魂社が日本各地に設けられ、それらが昭和戦前の制度により護国神社に改められたが、社殿の形式 や規模も政府が定めた。近代の神社の境内には新たな庭園が設けられてきた。近代の神社の境内を構成する 石造鳥居、社号を彫った石柱、敷石、石段、石造の柵などの施設も整備されて充実し、神社の地元の石材が 使われた。

キーワード:近代、神社境内、明治神宮、神社林、公園

#### はじめに

日本の明治時代から昭和戦前まで、神社は「国家の宗祀」であり、公的な存在であった。近代の神社境内に関する研究は、中嶋(1997)<sup>1)</sup> が近代京都における神社境内の環境整備について都市史の立場から論じたものが早いが、中嶋は近代の神社境内の研究は未開の分野と言わざるをえないとしていた。神道文化会・創立五十周年記念出版委員会(1998)<sup>2)</sup> が昭和戦前に撮影された全国の神社の写真を中心に「近代の神社景観―神社局時代に撮影された神社―」を刊行したが、撮影者は政府の神社局の建築技師・角南隆であった。同書で藤岡(1998)<sup>3)</sup> は建築史の立場から、近代の神社建築に関する研究は停滞しており、それは戦前の国家神道時代の神社に対するアレルギーのせいかとも述べていた。

一方で「近代の神社景観―神社局時代に撮影された神社―」の編集にフォトジャーナリストの立場で参画した藤田 (1998)<sup>4)</sup> は、現代の神社境内の景観は近代の神社境内と基本的に変わっておらず、そのことは仏教寺院の境内の変化の激しさと比べれば明らかであると述べた。わがくにの

公園が明治初期に社寺境内地を公園にしたことに始まり、 造園学が大正時代の明治神宮の造営を契機に始まったこと は周知のことであるが、近代の神社境内に関する造園学の 立場からの研究も停滞していたと言わざるをえない。現代 の造園の実業において、神社境内の維持管理や改修の実務 量が少なくないことは容易に推察でき、そのバックボーン となる近代の神社境内は、造園学の研究対象として当然取 り上げられるべきものである。

近代の神社と神道の先行研究の代表的なものに、神道 史・宗教史の立場から、創建神社に関し岡田 (1966)<sup>5</sup>)、靖 国神社と護国神社に関し村上 (1974)<sup>6</sup>)、神社の制度・氏子・ 祭祀に関し坂本 (2005)<sup>7</sup>) の研究があるが、いずれも神社の 建築や境内に関しての論及は少なかった。近年、近代の神 社に関する研究は活発であり、神道史、建築史、都市史、 観光史、造園史の各分野で研究が進められている。そのな かで近代の神社境内に新たな知見が得られつつあるので、 研究の動向を概観する。

近代に国家が管理した神社のあり方は政府,神社関係者,一般社会で検討され,1939(昭和14)年の宗教団体法により社寺の「境内」の概念も定まり,戦後に国家の管理から

<sup>\*</sup>東京農業大学名誉教授

<sup>&</sup>lt;sup>†</sup> Corresponding author (E-mail: shosan.k3@outlook.jp)

神社が離れ、現代の神社境内の概念が定着した。神社が宗教法人として存在する現代の「境内」の概念は、薗田・橋本編(2004)「神道史大辞典」<sup>8</sup>によると次のようである。

『寺社固有の土地。文字の上では境界の内側の意である が、一般にもっぱら神仏の用に供し、社殿などの建造物の 敷地とし、あるいは祭礼などの行事に必要な区画として、 世俗から区分される境域の内部の土地あるいは空間の呼 称。境内の範囲内の不動産としての土地そのものは境内地 と称する。宗教法人法では第三条に、境内建物および境内 地の定義規定が設けられているが、それを略述すると、「境 内地 | とは (一) 境内建物の存する一画の土地, (二) 参道 として用いられる土地. (三) 宗教上の儀式を行うために 用いられる土地で、神饌田などを含む、(四)庭園、山林 その他尊厳または風致を保持するために用いられる土地, (五) 歴史、古記などによって密接な縁故のある土地、(六) 以上の建物、工作物、土地の災害を防止するために用いら れる土地など、宗教法人の目的に必要な当該宗教法人に固 有の土地とされる。また税制面でも固定資産税その他が非 課税の取り扱いがされている8)。』

## 1. 明治初期の神社政策と神社境内

### (1) 神仏分離と神社境内

1868 (慶応 4/明治元) 年. 明治政府は祭政一致を布告. 「神仏判然令」により神仏分離を行い、神社境内から仏教 の要素が取り払われた。1871 (明治4)年太政官布告第235 号は官社以下の社格定額および神官職員規則によって、神 道を仏教と分離し、「国家の宗祀」として位置付けた。官 国幣社・府県社以下、神社の格付けがなされた3,7)。酒井 (2000)<sup>9)</sup> は地域史の立場から、摂津における神仏分離によ る寺社境内の建造物の移築・転用を調査研究した。神仏分 離に際しては、さまざまな制約がありながらも、仏像、仏 具を取り除いた後の堂宇が神社の本殿や境内社、あるいは 神楽所などの付属施設として転用された例が多数見られ、 新築により境内整備を行うよりも容易な方法とされた場合 が多かった。そのなかで住吉大社、生国玉神社のように官 幣大社など社格の高い神社では堂宇の破却が徹底され、か つて大規模な神宮寺があった住吉大社では、境内の神宮寺 跡地は一時畑地となっていた<sup>9)</sup>。

#### (2) 式内社と神社境内

明治政府は、古代の法制の延喜式に記載された神社である式内社を尊重し、日本各地の神社に式内社を比定した。 比定とは、当時そこに実在するB神社が、実は古代における式内社のA神社であると定めることである。明治初年に社号を式内社のそれに変更した神社は全国に多数あった。

#### (3) 上知令と神社境内

1871 (明治 4) 年太政官布告「社寺領現在ノ境内ヲ除ク外上地セシムルノ件」(上知令)で、社寺は一定の境内地以外は上地させられた。藩政時代に認められていた広い神社林を失った神社の例は多かった。1875 (明治 8) 年「社寺境内外区画取調規則」でいちおう境内地が確定した。しかし

後に請願を受けて、1900(明治33)年「国有林野法」第3條第3項により、神社が上地した土地で境内に必要な風致林野は神社境内に編入することが認められた<sup>9</sup>。

## 2. 明治初期の伊勢神宮境内

ブリーン (2013)<sup>10)</sup> は都市史の立場から明治期の伊勢を 論じる中で、明治初頭の伊勢神宮の内宮・外宮の境内の外 観と内面の変貌を調査した。1869 (明治2) 年の式年遷宮 で板垣と外玉垣が廻らされ、境内にあった末社が取り払わ れた。1889 (明治 22) 年の式年遷宮までに、正殿と宝殿の 位置関係が調節され、古殿地の性格も変わり、古殿地の建 物は取り払われた。「聖性」を増加し、強調するためであっ た。垣に包まれ参拝者を「秩序づける」空間であり、参拝 者の階層・身分によって参拝位置が定められた。宇治山田 の「神苑会」という民間組織が1886 (明治19)年に設立さ れ, 内宮の宮域内の家屋を撤去し, 住民を移動させ土地を 購入した。外宮でも家屋・旅籠屋を撤去し、土地を買った。 同時に神苑の設計を『我が国造園界の大恩人』と言われる 小沢圭次郎に委託した。1892 (明治25)年に神苑は完成し、 小沢の企画から多少外れてはいたが、内宮と外宮の空間は 大きな変貌を遂げた<sup>10)</sup>。

加藤(2016)<sup>11)</sup> は伊勢神宮の社殿と境内に関して近世から古制に対する考証が行われており、1869(明治 2)年の式年造替には蓄積された考証の成果を活かして復古の社殿や玉垣にされたことを明らかにした。1871(明治 4)年には神宮司庁が設置された。

伊勢神宮の造営費に関しては 1889 (明治 22) 年の式年造替以後,造営費は国が全額支弁した。1898 (明治 31) 年勅令第 102 号で造神宮使庁官制が公布され,式年造替の際にはその中に営繕組織が設けられた<sup>3)</sup>。伊勢神宮の式年遷宮は 20 年ごとに内宮・外宮のすべての社殿を新しいヒノキ材で造り替えるもので,莫大な経費と木材資源を必要とすることはよく知られている。

## 3. 神社制限図と神社局の営繕組織

#### (1) 社格制度と神社の営繕

明治政府は伊勢神宮を頂点に、神社に社格を設け、国が 予算を支出する神社、府県が予算を支出する神社など、各 地の神社を階層化した。1871 (明治4) 年に社格が制定さ れ、官社と諸社に大別され、官社は官幣社、国幣社、別格 官幣社からなり、そのそれぞれに大社・中社・小社があり、 当初の段階で官幣社35社, 国幣社62社が列格された。伊 勢神宮は官社のさらに上、社格を超えた存在と位置付けら れた3,12)。明治4年の社寺への上知令により神社は経営基 盤を失い、日常的な営繕に影響が出る状況に置かれた。明 治政府は神社の官費営繕について明確なガイドラインを出 す必要に迫られたと考えられ、社格制定により、まずは官 幣社について営繕費を官費支給する道筋がつけられた<sup>12)</sup>。 神社の営繕に関して国が直接の管理下に置いたのは官国幣 社だけだった。府県社以下の神社に対しては、その後の国 家神道時代においても、国からの営繕費支給の制度は存在 しなかった<sup>3)</sup>。

### (2) 神社制限図と神社境内

神社には社格別に神社境内の社殿配置や規模の「制限図」 が制定され,標準化が行われた。制限図は全体の配置図, 流造の本殿. 入母屋造の拝殿. 付属施設として社務所・神 **倉などそれぞれの平面図・立面図が付いている。全体の配** 置図を見ると、境内は三重の玉垣によって長方形に区画さ れ、中門を介して本殿と拝殿を一直線に配置したシンプル な社殿構成である。本殿を玉垣 (透塀) で囲んで中門を置 き、その手前に離して拝殿を置く。社殿の配置や造形はそ のままに、社格により、敷地と社殿の規模を縮小する形に なっていた<sup>3,12)</sup>。青木 (2001)<sup>13)</sup> は建築史の立場から、制限 図の作成過程と成立時期を明らかにした。1872 (明治5)年 に大蔵省から神社の建坪制限について伺が出され、それに 絵図が付けられ、明治4年に官幣社については政府が営繕 費を負担することになったため、添付の絵図により社格別 に神社の建坪を制限してはどうかという内容であった。社 殿形式は当時神社の主管官庁である教部省のほうで調べて 伺うようにしてほしいと添えられていた。教部省は、大蔵 省の案に対して改訂案を提出、その教部省案をふまえて太 政官は大蔵省に再提出を命じ、大蔵省が第二案として1873 (明治6)年に提出した図が最終的に認可され、後に制限図 と呼ばれるようになった12,13)。この最終案が正式に「達」の 形で通告されるのは 1889 (明治 22) 年であるが、図自体は 内規として定められ、全国の神社へ伝えられたと考えられ ている120。とはいえ制限図は長方形に区画された玉垣の内 側のみを描いたもので、玉垣の外側に造園的に処理される 敷地もまた境内であり、境内全域の環境まで示したもので はない。

## (3) 神社の古制保存

明治6年に教部省は官幣社各社に境内図を提出するよう 通知した。これは特殊な社殿形式や由緒を持つ神社につい て把握するために調査を開始したものと考えられ、「官幣 社絵図」として残る。明治初期に出雲大社から社殿の建て 替えの費用負担を政府に願い出られたが, 1874 (明治7)年 には内務省から教部省へ、財政的に厳しい政府の状況を反 映し、出雲大社のような神社は制限図どおり建て直すより も古い社殿を残した方がよいのではと問いかけ、ただし境 外の小さなものに対しては制限図どおりでも構わないだろ うと書かれ、建て替えでなく修繕によって「古体」を保存 する境内, 建坪制限を適用する周辺部分という二重の対応 によって、建坪制限を機能させながらも莫大な造営費の要 求を退けるという提案になっていた。教部省が異存なしと し, この内容が出雲大社へ通知された。明治7年には官幣 社に加えて国幣社も官費営繕で行う布告が出されたが、そ こで適用された論理が「古制保存」であった。1875(明治 8) 年の内務省伺では、官国幣社にとどまらず全国の府県郷 社に至るまで『古代之遺制ヲ因襲保存』すべき対象とし、 修繕する場合には『古制ニ復』し、社務所など以前になかっ た施設を新設するとき, あるいは新たに創建される神社に 限って建坪制限を適用すべきという考え方を示した。この 伺が認可され明治8年に太政官達第159号「神社古制保存」 として通達された3,12)。

#### (4) 神社局と神祇院の営繕組織

内務省神社局は 1900 (明治 33) 年4月に設置された。 1903 (明治 36) 年には「官国幣社営繕ニ関スル規定」(昭和 2年改正) が設けられ, 1913 (大正 2) 年の内務省令第6号 では, 境内の新設・拡張に関する制限は, 上限を官国幣社 5千坪, 府県社 1500 坪, 招魂社 1500 坪とした<sup>3)</sup>。

内務省は1875 (明治8) 年には官社修繕に関しても同省 に伺い出るよう布達しているが、明治初期の官国幣社の社 殿の建設や維持管理に関する国費の支出の実態については 不明な点が多い。しかし明治中期以降は児玉丸一(1934) 「神社行政」によれば、次の二つによってまかなわれてい た。①神社自体の経費、または地方公共団体や氏子、崇敬 者の寄進。②臨時営繕費および各社共通金。このうち②が 国費支弁で、内務省神社局が管轄し、その予算案や実施を 担当していた。臨時営繕費は特定の神社の営繕をなすため に特に計上された国の経費であり、1890 (明治23) 年度に 熱田神宮の社殿および境内整備に関して支出されて以来、 1943 (昭和 18) 年度までに計画分を含めて,全部で 46 社 あった(風水災害復旧工事費の適用を受けた43社は除く)。 その多くは昭和戦前のものであった。児玉「神社行政」で は主に①による営繕工事として多賀大社. ②による出雲大 社, 熱田神宮, 住吉大社を挙げた3)。

内務省神社局の営繕組織には建築技術者として,1900 (明治33) 年に伊藤忠太,1919 (大正8) 年に角南隆,1928 (昭和3) 年に大江新太郎,1937 (昭和12) 年に田坂美穂(造園担当) らの名が見える。角南隆は1916 (大正5) 年に明治神宮造営局嘱託,1917 (大正6) 年に同局技師,1919 (大正8) 年~1946 (昭和21) 年まで内務技師(神社局),神祇院技師(総務局)として神社建築行政に携わり,1939 (昭和14) 年には内務省神社局に新設の造営課の課長に就任した³)。1940 (昭和15) 年に神社局は神祇院として独立,その総務部造営課は海外植民地を含め帝国全体の神社造営を取り仕切った<sup>14)</sup>。昭和15年は記紀神話の初代・神武天皇の即位から紀元2600年とされ,国家神道は最後の絶頂期を迎えていた<sup>6)</sup>。

#### (5) 創建神社と制限図

#### a) 創建神社

明治の初頭に皇室の祖先を祀る神社や,皇室の忠臣を祀る神社などが日本各地に創建され、その後昭和戦前まで神社が海外植民地を含む帝国各地に創建された。岡田(1966)<sup>5</sup>は神道史の立場から、神社の創建を次の16段階に分類した。①建武の中興関係の神宮神社の創建、②他国に奉遷の皇霊追祭のための神宮神社の創建、③維新の志士を祭る招魂社の創建(靖国神社や全国の護国神社につながった)、④神武天皇奉斎の神宮神社の創建、⑤皇統並びに王朝護持者の神社創建、⑥皇祖天照大神奉斎神社(伊勢神宮の分祀・遥拝殿)の創建、⑦織豊・毛利・上杉・武田・前田・加藤等の諸将奉斎神社の創建、⑧国学・国史の顕彰殊勲者の神社創建、⑨幕末勤王家の神社創建、⑩維新の大業翼賛の元

勲奉祀神社の創建, ①明治武勲の功臣奉祀神社(軍神神社)の創建, ②内治に貢献した藩祖藩主の功績顕彰の神社創建, ③節義・公共福祉貢献者の神社創建, ④開拓地の神社創建, ⑤海外神社の創建, ⑥明治神宮の創建<sup>5)</sup>。このように近代に全国に数多くの神社が新たに造営されたが, ほとんどが実在の人物を祭神とする点で, 近世までの神社の多くと性格を異にする。

### b) 創建神社と制限図

神社本庁所蔵の谷重雄(内務技師・神社局勤務) 史料には「制限図式社殿造営年表」と題するメモがあり、1868 (慶応 4/明治元) 年の白峯神宮から 1913 (大正 2) 年の出石神社まで 40 社の名があがっている<sup>3)</sup>。

清水は(2013)15)は建築史の立場で、創建神社の造営と近 代京都について論じ、そのなかで明治前期の京都は集中し て神社が創建されたが、それら神社の境内空間からは地域 的個性も、祭神との関連性も読み取りにくく、それは各神 社の境内空間が制限図に則って造営されたことによると明 らかにした。慶応4年の白峯神宮(祭神:崇徳上皇)の造 営は、京都の古社の形式を受け継ぎつつ制限図の形式にも 影響を与えた可能性があり、地域性と画一性を結ぶ位置に あったと考えられ、明治10年代の造営の建勲神社(祭神: 織田信長)・豊国神社 (祭神:豊臣秀吉)・梨木神社 (祭神: 三条実万)・護王神社(祭神:和気清麻呂)は、官国幣社 の小社本社の規模・形式を厳格に適用していた。1895(明 治28) 年に創建された平安神宮(祭神:桓武天皇)は、規 模・形式共に制限図の中社本社と合致していた。ただ平安 神宮の社殿は、平安遷都千百年紀念祭のパビリオンとして の歴史主義的な表現の紀念殿を拝殿に見立て、背後に本殿 を追加することで神社に転換したもので、その本殿は現在、 長岡天満宮に移築されて本殿として現存する150。

#### 4. 神社境内と公園

#### (1) 明治時代の公園と神社境内

近代の公園と社寺境内の関係は、造園史ことに公園史に おいて周知のことではあるが、改めて明治時代の東京を中 心に公園と神社境内の関係を見ておく。

## a) 太政官布達による公園と神社境内

明治政府は 1873 (明治 6) 年の太政官布達第 16 号により 府県に公園を制度化したが、社寺境内が公園とされた事例 が多かった。

当時大蔵省は明治政府の財政確立のため、地租改正事務局を設置し、全国の民有地に地租(国税)を課する大事業を進めていた。江戸幕府時代の米納を改め、一律に地租を金納とし、国家財政の基礎を固めつつあった。官公有地と民有地(課税地)を区別する必要上、改正事務局は全国的に官民有地を調査し、民有地と決定したものはその反別面積、地価、税額を表記した地券を政府が発行した。社寺境内地は一種の公共用地の性格であり、すべて寄進を受けたものであるが、その用途は地域住民の共用に供せられるとの解釈で、官有地とすることに大部分が決定された。

そのなかでも古来の旧跡や景勝は人々の遊歩宴会する所であり、国土の美目であることにより、民有地としてはもっ

たいないから、官において公園に指定し、永く公共の用に 充てたいというのが、大蔵省の起案者の意見であった。公園となる土地は「高外除地」に属していた場所を指定した。 高外除地とは賦課の対象になっていない土地、つまり免税 地であった。当時の政府はこれを官有地とみなしていた。 社寺の境内地は、旧幕府から与えられた領地(石高に相当 する土地)以外の土地で、慣習的に由緒地として免税の措置を受けていたが、大部分は上地されて官有地となった。 上申の通り決定し、太政官は公園設定を府県に布告した。 全て府県令の宰領に任せ、土地利用の公認権だけを政府が 掌握していた公園であり、用地が官有で管理者が政府の任 命する地方長官である以上、当時の公園の性格は地盤国有 で国営ということになる。日本の公園は営造物公園として 発足した<sup>16</sup>。

1873 (明治 6) 年の太政官布達第 16 号により、東京府が開設した最初の 5 公園は、金竜山浅草寺(浅草公園)、東叡山寛永寺(上野公園)、三縁山増上寺(芝公園)、富岡八幡社(深川公園)、飛鳥山(飛鳥山公園)で、浅草公園に浅草神社、上野公園に東照宮・花薗稲荷神社・五条天神社、芝公園に東照宮、深川公園に富岡八幡社の境内が含まれていた16.17。同年、大阪府の住吉、浜寺、広島県の厳島、鞆、高知県の高知公園、1874 (明治 7) 年には金沢の兼六公園、1875 (明治 8) 年には高松の栗林公園が開園し、公園に住吉大社・厳島神社の境内が含まれていた16)。

その後東京府では太政官布達の影響を受けて開設された公園に、1876 (明治 9) 年に愛宕神社の所在する愛宕山の愛宕公園、1881 (明治 14) 年に日枝神社境内の麹町公園があったが、いずれも神社の要請によって公園に定められた(いずれの公園も 1947 (昭和 22) 年に廃止)<sup>16)</sup>。

#### b) 東京の市区改正設計による公園と神社境内

1888 (明治 21) 年, 勅令第 62 号により東京市区改正条例が公布された。内務省の認可を経て, 1889 (明治 22) 年の東京府告示第 37 号によって東京市区改正条例による 49 公園の設計 (一般に旧設計と呼ばれる) が告示された。 49 公園に太政官布達による既設の 7 公園も含まれていたが, 49 公園には湯島公園の湯島神社, 白山公園の白山神社など多数の神社境内が含まれていた<sup>16</sup>。

湯島神社(現・湯島天満宮,通称湯島天神)は東京府社であったが、その境内が1890(明治23)年に東京市の湯島公園地とされた。湯島神社は境内にあった茶店などの店を撤去したが、東京市からは神社の減収に対する予算措置がなされた。湯島神社境内には白梅などが新たに植栽された。現存する男坂・女坂の石段はその当時改修されたが、それらは氏子の奉仕によるものであった。1897(明治30)年の湯島神社の絵図には『湯島公園地鎮座府社湯島神社』と書かれていた。「湯島天神誌」(1978)<sup>18)</sup>により当時の境内の状況が詳細にわかる。近代の公園の成り立ちと経営を知るうえでもこうした個別の神社誌の成果は有意義である。湯島公園は1891(明治24)年開園、1892(明治25)年に白山公園が開園した<sup>16)</sup>。

1906 (明治 39) 年には東京市告示第 36 号により, 更改縮小設計といえる市区改正新設計の 22 公園が告示された。

22 公園は旧設計 49 公園から削減されて残ったもので、22 公園には前述の神社境内のほか、富士見町公園の靖国神社、氷川公園の氷川神社、市ヶ谷公園の市ヶ谷八幡神社が含まれていた。なお富士見町公園は東京市経営の公園ではなかった<sup>16</sup>。

1911 (明治 44) 年までに 9 小公園が市区改正設計公園追加,公示されたが, 9 小公園に 2 座の神社境内が含まれ,若宮公園の牛島神社、鳥越公園の鳥越神社であった。なお若宮公園は 1925 (大正 14) 年に,鳥越公園は 1929 (昭和 4) 年に,関東大震災後の帝都復興計画に関連して廃止された<sup>16</sup>。太平洋戦争後,日本国憲法発布,政教分離となり,社寺境内の公園は消滅した。

#### (2) 近代神社境内と公園的性格

河村 (2015)<sup>19)</sup> は法令から見た近代神社境内の公共性を神社行政史の立場から研究し、そのなかで神社境内と公園の関りを検討した。そもそも太政官布達による公園の対象地は上地事業によって境外無税地とされた箇所であって、「祭典法用」の場所の「新境内」と公園が混在するという事態は想定していなかった<sup>19)</sup>、とした。

公園制度発足以降,東京府では神社境内を積極的に公園 化していたが,いくつか理由が推測できる。公園の運営費 用捻出のため,借地料の確保の問題があり,より人の集ま る場所を志向し,当時の遊興観光事情から社寺地の公園化 が進んだ。神社は営造物法人であるうえに,社寺周辺には 上地事業により境外とされた官有地があるため,公園の候 補地が確保しやすかった。帝都独自の理由として,人口密 集地であり,他県に比べ公園設置の必要性が高かった。公 園化は社寺にとっても利点があり,境内の一部もしくは周 辺が公園地化することで官費による整備を受けられ,公園 と相乗効果で参詣が増えることも期待できた<sup>19</sup>。

しかし、神社にとって利点ばかりでなかったのは、日枝 神社(麹町公園)の事例に顕著であった。1881 (明治14) 年に「日枝神社境内地公園御開設願」が祠官・総代連署で 提出され、請願理由は周辺住民への公園提供と境内の維持 運営であり、これを受けた東京府知事は可否を内務卿に伺 い、公園地として承認された。公園設定後、日枝神社は整 備が進められ、崖の崩壊修理や植樹がなされた。その後、 日枝神社は東京府社から官幣中社,官幣大社へと昇格した。 1920 (大正9) 年に宮司・氏子総代連署で内務大臣, 東京 府知事、東京市長に宛て「麹町公園ヲ官幣大社日枝神社境 内地二復旧セラレタキ件陳情書」を提出した。『国家ノ神 社ヲ宗祀スルノ趣旨ト相副フモノニ非ス』と主張し、具体 的な弊害として、本殿付近での昼寝や掛茶屋における放歌 弦声,常住営業者の洗濯物,共同便所の設置を挙げ,『公園 地ニ編入セラレタルハ, 当時神社制度不備ノ際, 充分ノ考 慮ヲ欠キシモノニシテ、本来神社境内地ト公園トハ根本ニ 於テ其ノ性質ヲ異ニシ』というものであった。1895(明治 28) 年には神社行政の側からの是正措置として、内務省訓 令第832号「公園地内ノ境内区域更生ノ件」で祭典に必要 な区域を区画する旨訓令が出されていたが、強制力を伴わ ず,全面的な是正には至らなかった<sup>19)</sup>。

明治神宮創建以前における神社境内の行政上の性質は「祭典法用」、「風致」、「公園」という三つの大きな要素からなっていた。このうち前二者は制度上その地位を確立し、「公園」については「祭典法用」との関係について議論があった。「風致」についても基準を明示できていなかった。内務省神社局では1924(大正13)年に「神社に関係ある公園の経営に関する協議会」を開催し、次の二点の徹底を主張した。①神社を主とする公園は設備に十分考慮し形式内容共に神社の尊厳を保持するよう工夫改良しいわゆる「神社公園」として恥しくないものとする。②神社を背景として設けられている公園は神社と公園の区域をはっきり明らかにする190。

## 5. 靖国神社の境内の変遷

明治政府による靖国神社の創建の経緯と思想的背景については、村上 (1974) の宗教学の立場による「慰霊と招魂」<sup>6)</sup> に詳しい。幕末・維新の天皇側つまり新政府側の殉難者の慰霊の施設、東京招魂社が九段に 1869 (明治 2) 年に創建されたのに始まり、1877 (明治 10) 年の最後の内戦、西南戦争の政府側の戦没者の合祀を経て、1879 (明治 12) 年に靖国神社に改称、別格官幣大社となった。靖国神社は内務・陸軍・海軍の3省が所管、日清戦争、日露戦争など対外戦争のたびに日本の幾万の戦没者を合祀、つまり祭神の数を無限に増やす。村上は靖国神社を、古来の神社の伝統とは異質なもので、天皇・皇后が参拝し、国家と天皇と軍と神社を結びつけた特異な施設とした<sup>6)</sup>。村上の「慰霊と招魂」は近代日本の軍国主義とその非人間性への批判に満ちている。

靖国神社とその界隈が文芸、風俗、社会に与えた影響、靖国神社境内の灯台などの施設については文筆家の坪内 (1999) の「靖国」<sup>20)</sup> に詳しい。

藤田 (2015)21 は神道史の立場で、宮城(皇居)、明治神 宮および靖国神社に「外苑」と呼ばれる空間ができた経緯 を論じ、そのなかで明治末期の靖国神社境内の改造と大正 初期の靖国神社神苑構想の経緯について明らかにしてい る。明治期の靖国神社境内には、本殿、社務所、神楽殿な ど諸殿舎, 招魂場, 鳥居のほか, 遊就館, 相撲場, 能楽堂, 図書館, 庭園, 四阿が設けられ, 鳥居 (現第二鳥居) の東 側には大村益次郎銅像と洋式の競馬場などがあった<sup>21)</sup>。 1894 (明治 27) 年~1895 (明治 28) 年の日清戦争後, 戦 没者つまり靖国神社の祭神は倍増し6)、新たに拝殿を造営 する際, 1901 (明治34) 年に競馬場は廃止され徐々に神苑 に改造された。しかし大正初年における靖国神社の神苑は 『余りに俗受け専門的』にでき上っていると評判が悪く, 1914 (大正3) 年の新聞記事では『一寸した富豪の庭園か さもなければ下手な公園である。 旧馬場は徒に広く許り あって雨が降れば泥濘り乾けば紅塵を霧の様に飛ばすかと 思へば華表(註:鳥居)の前を汚物車が行き境内を魚屋が 天秤で通行すると云った始末だ、それに神苑は名も知れぬ 植木屋が勝手に作ったもので設計も何も為ったものではな い』と酷評し、東京市技師・長岡安平の靖国神社改造構想 を紹介した。後日、靖国神社側でも鳥居の移設と神苑改造 を実行することにし、宮司から陸相に「外苑築造大鳥居移転ノ件上申」が提出され、追って長岡安平に考案させるとされていた<sup>21)</sup>。長岡安平は東京市嘱託で、東京の公園史に『公園の設計現場施工にたずさわった大造園家』とされる人物であった<sup>17)</sup>。長岡の名が出た背景には、靖国神社境内が東京市の経営でないものの市区改正設計による富士見町公園であり、日比谷公園開園後の1908 (明治41)年、東京市に本多静六らを委員とする公園改良委員会が設置され、既設公園の改良が実施されたことがあろう。

## 6. 明治神宮内苑・外苑の造営

長谷川 (2015)22) は近代建築史の立場で、明治神宮外苑 前史における空間構造の変遷を論じ、まず明治神宮内苑・ 外苑の成立の経緯を先行研究の成果を踏まえて要約した。 1912 (明治 45) 年の明治天皇の崩御時から、東京では明治 神宮造営を求める運動が見られたが、施設の内容に関して は意見が分かれ、神宮を一大公園として整備すべきと考え る者がいる一方で、神社と公園の性質は相容れず両立させ ることは不可能だと論じる者がいた。さまざまな世論に応 えるかたちで、神宮は内苑と外苑とによって構成される基 本構想が示された。神社本殿とは離れた敷地を選定し、そ こに公園と見紛うような記念施設を建て、それをも神社の 一部とする「神宮=内苑+外苑|という発想は画期的で あった。1915 (大正4) 年, 内務省に明治神宮造営局が設 置され、具体的な造営作業が開始された。国費によって建 設される内苑に対し、外苑は民間有志で結成された明治神 宮奉賛会が造営主体となったため、資金面は奉賛会が運営 し、設計・工事は奉賛会から造営局へ委託のかたちとなっ た空。明治神宮内苑・外苑の建設については造園学上周知 のことが多く、詳述しないが、長谷川22) は外苑造営におけ る計画の変遷と利用形態、外苑前史における空間構造の変 遷を、軍事儀礼とのかかわり、日本大博覧会構想との共通 点、明治天皇大喪儀の影響という視点から論じた。

青井(2015)14)は建築史の立場で、神社における「近代 建築」の獲得を論じるなかで、明治神宮内苑について次の ように述べた。明治神宮の社殿計画では、拝殿より手前に 廻廊に囲われた大きな庭(外院)をとるのは群衆的スケー ルへの対応という点で注目に値するが、流造の本殿を透塀 で囲んで中門を置き、その手前に離して拝殿を置くため、 神職の日常の奉仕では雨天時に傘をさして中門を開け閉め せねばならず、拝殿に並ぶ参列者は中門の奥で行われる儀 式から疎外されてしまい、従来の社殿の機能的問題の解決 にはつながっていない14)。神社で真剣に苦労している人が 一人もいない学者と技術家と役人の常識をまとめながら進 めたので、神社制限図の内容をそのまま取り入れ、その面 影を残しながら実施された最後の神社が明治神宮の創建社 殿規模であった, と角南隆の指摘を青井<sup>14)</sup>は引用してい る。角南は太平洋戦争で焼失した明治神宮社殿の戦後の再 建に携わり、創建社殿に忠実ながら機能面には改良を加え た現社殿14)を実現した。

永瀬 (2015)<sup>23)</sup> は都市デザインの立場から,近代神社の空間整備と都市計画の系譜について論じ,明治神宮をめぐ

る都市計画について、内苑と外苑を結ぶ馬車道付きの並木道が、日本におけるパークシステム(公園系統)の嚆矢とされていることをみたうえで、表参道の成立過程をケヤキ並木導入の経緯と共に明らかにした<sup>23)</sup>。表参道は、内外苑連絡道路、外苑入口、府県道代々幡神宮線と共に1926(大正15)年に旧都市計画法にもとづく初の風致地区指定を受けた。森厳な緑に覆われた神社境内は、空間計画の観点からは「保全」の対象となる一方、そのアプローチである参道は神社周辺の交通体系に連なる道路空間として「整備」の対象となった。永瀬はまた、風致地区指定の各地への広がりや、鉄道敷設と近代参詣空間の創出について観光との関りから、伊勢神宮や出雲大社などの事例を検討している<sup>23)</sup>。明治神宮の造営において勤労奉仕が行われ、それが各地の神社の整備でも一般化したことが知られている<sup>414,24)</sup>。

# 7. 明治神宮の造営と神社林論

#### (1) 明治神宮の造営と神社林論

今泉 (2016)<sup>25)</sup> は、明治神宮史共同研究で近代神社景観の再考に取り組む立場から、1920 (大正 9) 年の明治神宮の創建が神社林論の画期となったことについて、近年の研究成果を要約した。

1912 (明治 45) 年の明治天皇の崩御時から、明治神宮の鎮座以前・以後の各時期において「神社協会雑誌」に明治神宮の森づくりに携わった主要な担い手たち、本多静六・本郷高徳・上原敬二の神社風致林論が時系列で収められていた。1915 (大正 4) 年、内務省に設置された明治神宮造営局には本多が参与、本郷は技師、上原は技手として用いられた。神宮内苑の林苑造成計画はこの三人の合作であった<sup>25)</sup>。

「神社協会雑誌」その他に本多は集中的に社寺風致林論を執筆していたが、社寺風致林とは『社寺の周囲若しくは附近に存する森林』であり、その存在により社寺本来の『風致尊厳を増す』ことが目的であると考えていた。さらにこの風致林が、杉、檜、松などの常緑針葉樹による人工造林であることを、当然あるべき旨として論じ、社寺の建築用材や一般用材として価値があるとしていた<sup>25,26)</sup>。

1912年には実業家渋沢栄一, 東京市長阪谷芳郎らの呼 びかけで、東京市の主だった実業家や市関係者など約百名 が、東京商業会議所(現在の東京商工会議所)に集まり、 神宮創建の基本方針を全会一致で可決、この後渋沢を中心 とした在京民間有志が明治神宮造営に向けた請願運動を終 始リードした。渋沢たちの明治神宮=東京論が連日新聞紙 上を賑わせるなか、神社風致林に関する持論を展開し反対 意見を表明したのが本多静六たちであった。本多はあくま で、神社林の森厳さにふさわしいのは針葉樹であって、広 葉樹では遠くこれに及ばないとし、東京の地に針葉樹の神 社林をつくることができないのは、空気が『頗る不清浄』 な都市では煙害に弱い針葉樹は育たないという. 都市環境 を認識したうえでの批判であった。しかし本多は渋沢に 『君らの専門の技術を応用されたならば金は幾らでも作る から人工で天然に負けない大風景を、大森林を作り出すこ とが出来ると思うふからどうしても今度丈は東京に賛成し て貰ひたい。』と説得された25)。

東京の環境要因に配慮した広葉樹の森づくりという。計 画のグランドデザインを描いたのは本多静六, その下で実 践計画に落とし込んだのは本郷高徳であり、「明治神宮御 境内林苑計画」を執筆した。本郷は鎮座地(内苑)として 選定された代々木御料地は『林苑トシテハ必シモ理想的ノ モノニハアラサリシナリ』とし、神社の森とは常に亭々と して昼なお暗い杉、檜等の針葉樹林こそふさわしいという 理想に基づき、明治神宮の林苑としても『此種ノモノヲ欲 スルコト勿論』のはずと述べる。つまり本多も本郷も 1912 年に明治神宮東京反対論を展開したころと根本では主張を 変えていなかった。しかし「明治神宮御境内林苑計画 | で は『林苑将来ノ主林木』を樫・椎・楠等の常緑広葉樹と決 定した理由として3要件を提示した。①最も良く気候風土 に適し、かつ四周より襲来する危害に堪え、永く健全なる 発育をなすべき樹種であること。②林苑構成後はなるべく 人為によって植栽を行うことなく、永遠にその林相を維持 しうるもの、つまり天然更新をなしうるものであること。 ③林相は森厳で神社林にふさわしいものであること25)。

この3要件の順序は、「森厳な神社林」の要件は常に大前提として針葉樹にあるのではないという逆転の発想であり、広葉樹による森厳な神社という新しい理想が、神宮造営を通して立ち上がる契機となった<sup>25)</sup>。

本多らの下で明治神宮の神社林の造成に従事した上原敬二が大きな役割を果たしたことは、造園史に周知のことであり、詳述しないが、今泉<sup>1)</sup> や畔上 (2015)<sup>2)</sup> は改めて評価している。「神社協会雑誌」に上原が1917 (大正 6) 年から1919 (大正 8) 年にかけて研究成果を継続的に発表し、明治神宮の造成を転換点として、天然更新という自然の生命力の中に神林の森厳さを見出していく様をうかがえるとし、上原が「神社風致林の効用」として挙げた次の4点に注目する。①神社風致林は郷土思想の根源なり、②神社境内林は神社の尊厳を維持す、③神社境内林は保安林の効果を有す、④神社境内林は学術上貴重なる参考場なり<sup>25)</sup>。

明治神宮鎮座後も本郷高徳は現場に残り管理の技師を続け、1921 (大正 10) 年に明治神宮を去るにあたり、森の造成記録をまとめたものが「明治神宮御境内林苑計画」であった。本郷はその後、内務省神社局と伊勢神宮の嘱託となり、『全日本神社の境内計画、林苑整備』の中核を担った。明治神宮造営以後、神社林の理想は明治神宮だけでなく、各地の神社林苑整備における普遍的な理想として拡大した<sup>25</sup>。

## (2) 森林美学的神社風致論の神社行政への展開

「鎮守の森」の評価の現状は大きく二分されるという。 ①植生生態学研究に基づく「入らずの森」としての「鎮守の森」像とその保全論の社会通念化、②近年の植生景観史研究による「入らずの森」幻想批判に基づく「エコ・ナショナリズム」批判。①は植物社会学・植物生態学研究や社叢学会等の論調では、鎮守の森の多くが「入らずの森」として自然植生を保ち、日本固有の歴史・文化・自然を今に伝えていると評価し、②は植生景観の復元研究による最近の成果から「鎮守の森」が古来よりそのまま維持されてきた かのような言説を幻想として退ける立場であり、「鎮守の森」が照葉樹林化するのは近代以降であること、明治期までは人為的な介入を前提とした針葉樹林が植生の中心であったこと等が論じられている<sup>25)</sup>。

畔上 (2015)<sup>26</sup> は、歴史学の立場で、戦前日本における「鎮守の森」論を検証するなかで、「鎮守の森」像の転換点となったのが大正期の明治神宮造営ではないかという見解に立つ。

神社政策は明治時代後期から大正期にかけて、地域社会の群小神社レベルも本格的に視野に入れたものに転換した。1900(明治33)年に内務省社寺局から神社専門の行政官庁、神社局が独立し、それまで神社政策の枠外に置かれていた諸社(府県社、郷社、村社、無格社)と総称された圧倒的多数の神社にも行政指導体制が整備された。1913(大正2)年の内務省令第6号「官国幣社以下神社ノ祭神、神社名、社格、明細帳、境内、創立、移転、廃合、参拝、拝観、寄付金、講社、御礼等ニ関スル件」は重要法令の一つであるが、行政指導の対象に「鎮守の森」整備も含まれてきた。当初その整備のよりどころにされたのが、明治神宮の鎮座地に関連して本多の主張した神社風致論であったと考えられ、1912(大正元)年には各府県知事に境内経営参考用に「別冊本多静六氏社寺風致論」が宗教局長名で送られていた<sup>26)</sup>。

しかし、明治神宮造営に関わった本多静六らは、環境要因を考慮した樹種を植栽する新しい生態学的知見を「鎮守の森」づくりに導入したばかりでなく、そのことにより鎮守の森の「森厳さ」を構成する主力樹種を、従来の針葉樹から広葉樹へと逆転させる、いわば価値転換そのものを引き起こした。文化的・人文的要素に価値を置く「名所旧跡的神社風致論」から、森林の自然性こそすばらしいとする「森林美学的(生態学的)神社風致論」への転回した<sup>25,26)</sup>。

明治神宮造営後、神社局の角南隆体制の造園トップ・田坂美徳も森林美学的神社風致論の立場を共有していた。その結果として、それまでの橿原神宮の林苑のあり方は根本から否定され、神武天皇を祀る国家的神社の「聖地」にふさわしい林苑として、土地の原始植生への還元を軸とした、明治神宮的な林苑にむけての景観改造が進められていった<sup>26)</sup>。地方神社行政において、森林美学的神社風致論が継続的に適用されていったことも事例研究が進みつつある<sup>26)</sup>。

## 8. 大正期から昭和戦前期の神社境内

## (1) 明治神宮造営後の神社局の造営事業

明治神宮造営後の神社局の造営事業について,青井 (2015)<sup>14)</sup> は内務省の建築技術者・大江新太郎と角南隆の役 割に注目した。

1920 年代から 30 年代に大江新太郎は、別格官幣社・湊川神社の社殿改築、官幣大社・多賀神社の社殿改築、府社・神田神社(神田明神)の震災復興社殿建築など、各地の大規模な社殿改築事業を指揮した。湊川神社と多賀神社は境域改修つまり境内環境の再編を含み、他にも多くの古社の境域改修を同時並行的に大江は指導したらしいとし、この

時期に有力社の境域改修事業が集中している要因として、次の三つを指摘した。①境内における公園・庭園・商業施設・遊興施設の混在が1920年代を通じて問題化し、明治神宮内苑と外苑の図式がそうであったように、神域中枢の神聖性を高めながら同時に世俗的な要素を整序しつつ取り込めるようなプランニングが望まれるようになっていたこと、②社務機能の肥大化あるいは結婚式等に用いる神楽殿の需要増大などにより境内に大規模施設の追加の必要性が生じ、従来の場当たり的な解決により動線や景観が混乱したこと、③道路交通量の増大を背景とする道路事業や都市計画事業の活発化が境内再編の引き金になったこと。公共性と神聖性の調停に大江は独自のゾーニング的計画手法をもって答えた140。

1920 年代から 30 年代に角南隆は、官幣大社・吉野神宮の社殿改築と境域改修を指揮した<sup>14)</sup>。山中で吉野神宮の境域改修のため、起伏に富む大規模な造成の工事の記録写真<sup>2)</sup>が残っており、造園工事にほかならないが詳細は知られていない。

なお、大きな神社の新設や拡張の際には、土地が買収され、集落が移転したような事例もあった<sup>4)</sup>。

湊川神社と吉野神宮の改築前の社殿は、ほぼ制限図式であり、多賀神社の社殿も明治大正期のもので、意匠的には異なるものの社殿配置は制限図式であった。それが大江や角南の改築設計によって一新された。いずれも本殿・祝詞舎・幣殿・拝殿などを互いに接続し、奉祀・祭典における人間の活動空間が明瞭に主題化されて階層的な構成をとり、同時に社殿群の屋根が複雑・軽快に折り重なることにより壮麗な表現を生み、明治神宮が遺していた制限図への忠誠を完全に払拭した<sup>14</sup>。

湊川神社では幣殿にも拝殿にも伸びやかな回廊がつき, 幣殿と拝殿,拝殿と神門のあいだに中庭が囲われ,全体と して建物の空間だけでなく,屋外空間をも等価に扱うこと で,空間を階層的に分節・組織しながら奥行き深い構成を つくり,多様な規模・形態の屋根がかみ合うことで単調さ を回避し,社殿全体に躍動感を生み出した。吉野神宮は, それと同様の方向性を持つものの,躍動感や技巧性よりも 調和や安定感が重視され,いくぶん形式的で生硬な印象さ え与える<sup>14</sup>。

櫻井 (1998)<sup>27)</sup> は伝統的様式からみた近代の神社を論じ、 そのなかで近代の神社の回廊の築造は、仏教寺院の影響を 受けながらも、神社の外部空間の処理に関わるものである ことを指摘した。

幼少期を神戸で過ごした作家・野坂昭如は、湊川神社、通称「ナンコー」さんの思い出を『市でいちばんの、戦時中、アイドル神社だったナンコーさんは、建立されて日の浅いせいか、白っぽい印象。』<sup>28)</sup>と書いた。改築間もない神社など庶民感覚ではそのようなものであろう。

#### (2) 神社境内における内務省様式

青井<sup>14)</sup> は、1935 (昭和 10) 年ころに角南のもとで、帝国 全土の神社境内に適用可能な「内務省様式」と呼ばれる標 準解へ整理されたとする。それ以後、神社の造営量の爆発 的な増大を背景として、設計の標準性・類型性が卓越した。 日本の建設量全体は 1937 (昭和 12) 年をピークとして以降 急激に降下し、同時期の神社造営の活発化はきわめて特異 であった<sup>14)</sup>。昭和 15 年の紀元 2600 年に向けて国家神道が 最後の絶頂期を迎え<sup>6)</sup>ようとする時期であった。

新規造営の神社なら社殿のうち本殿は流造が採用され、明治神宮創建の産物であることは疑いない。社殿の構成は、①基本形、②護国神社型、③二重拝殿型、の3類型でほぼ把握可能である。基本型は、権現造を範として本殿・祝詞殿・拝殿を一体的に前後につないだものである<sup>14</sup>。

地元出身の戦没者を祀る招魂社は日清・日露戦争後に各地で増加していたが、内務省令により1939 (昭和14)年に、招魂社の名を護国神社に改め神社化し、およそ各県1社の指定護国神社が創建された<sup>14,28)</sup>。護国神社の社殿の実例は内務省令の数年前から現れ、10年に満たない短期間に数十社が同形式で建設された。その社殿は、基本型の左右に翼廊を伸ばし、そこから祭舎(参列舎)を前方へ突出させる形式をとり、全体としてコ字型平面をなす。護国神社の祭典では、重要な参列者が祭舎に着席し、順次翼廊を歩いて拝殿で玉串を奉献するが、その動きを拝殿前の広い祭庭から一般参列者が見守る<sup>14)</sup>。

二重拝殿型は基本型の拝殿(内拝殿)の左右に廻廊をつけ、前方へ中庭を囲み再び拝殿(外拝殿)を置く。その手前にも回廊で囲まれたさらに大きな祭庭をとり、楼門を開く。最も大規模で空間的階層性の深い、壮麗な表現をもつ型といってよく、官幣大社・近江神宮、橿原神宮、平安神宮など、とりわけ格の高い神社に適用された。明治神宮の戦災復興でも創建社殿の輪郭は変えずに、内部は二重拝殿型に置き換えられた<sup>14</sup>。

#### 9. 各地の創建神社

各地の創建神社についても研究が進みつつある。

小野 (2013)<sup>29)</sup> は都市史の立場で、明治期の岡山の風景を論じ、そのなかで神社の創建を調査した。最後の岡山藩主・池田章政は 1868 (明治元) 年に操山山頂に三勲神社 (祭神:和気清麻呂・児島高徳・楠木正行) を創建し、天皇家の藩屏たることを東山の地に空間として示した。1869 (明治 2) 年に奥州戦役で死亡した池田藩士を祀るために、東照宮の社寺跡に招魂社が設置された。1873 (明治 6) 年の太政官布達第 16 号による公園設置により、東照宮があったこと、「高外除地」に属すること、三勲神社・招魂社のある名勝地として「偕楽園」の名で公園とされた。招魂社の移転拡張が 1915 (大正 4) 年に行われ、社殿周辺の神苑整備と移転後の東山公園の跡地利用は、宮内省技師・市川之雄に委託され、実施設計を担当したのは内務技手・椎原兵市であった29)

杉山(2014)<sup>30)</sup> は都市史の立場で、明治初年に東京の日 比谷に創建された皇大神宮遥拝殿(現在、飯田橋の東京大 神宮)を論じ、境内の詳細を明らかにした。

北海道神宮・国学院大学研究開発推進センター編 (2014) 北海道神宮研究論叢<sup>31)</sup>は、明治初年に開拓地であった札幌 に創建された札幌神社(現・北海道神宮)の特異な創建と 鎮座地の選定、社殿と境内の変遷を詳述した。

吉原(2015)<sup>32)</sup> は神戸の創建神社である湊川神社の, 創建間もない時期の境内における数多くの店舗営業について, 近現代史の立場から明らかにした。湊川神社は 1898 (明治 31) 年および 1907 (明治 40) 年に本殿修理, 1919 (大正 8) 年以降の境域改修のために店舗の撤去が進められ, 1935 (昭和 10) 年の境域改修完了によって『森厳極みなき神域』が生み出されるが, それ以前の境内の経営を周辺地域とのかかわりの中で調査した。

## 10. 近代の神社境内と庭園・施設

各地の古社の鎌倉時代から江戸初期の境内の環境を描いた絵図など<sup>33)</sup>には、樹林や流水など境内の自然環境を活かして社殿や施設を配置しており、日本庭園の特色である縮景の技法を用いた庭園や茶庭は必ずしも築造されてはいなかった。

中嶋(1997)<sup>1</sup> は都市史の立場から,近代の京都における神社境内の環境整備について,明治から昭和戦前に至る多数の神社の創建と古社を含め,神社境内に神苑(庭園)が創出された経緯と背景について調査研究し,上知令により古社が風致を保っていた広い神社林を失い,狭められた境内の環境を向上させる必要から神苑(庭園)が整備されたことを明らかにした。近代の造園研究者・造園技術者の研究や活動も詳しく調査した。

小林ら(2002, 2009)<sup>34,35)</sup> は造園学の立場から、金沢市の地元の石材・戸室石(安山岩)と地元の川の玉石を加工した胴割石積みの利用について調査し、そのなかで金沢市内の近代の神社境内の施設に関しても調査した。加賀藩祖・前田利家を祀る創建神社の尾山神社は、和洋折衷の神門の石積みや石段・敷石に赤・青の色彩対比を活かして戸室石を用い、境内の庭園の池畔には胴割石積みを用いた。金沢の近世以来の戸室石と胴割石積みの利用の延長上にある石造施設であった<sup>34,35)</sup>。

また、小林ら(2011)36)は、石巻市の地元の石材・井内石(粘板岩)を用いた近代の石巻の神社境内施設の展開を調査し、石造鳥居、社号標石、敷石、石段、玉垣などの施設が整備されて充実したこと、石巻市内の井内石製の鳥居は明治以降のものしか無く、神社境内の施設の充実には近代の国家神道の影響が見られることを明らかにした。社号標石には式内社であることや県社など社格が彫り込まれた。また神社境内に、欧米の庭園要素であるオベリスク型の施設が井内石製で、明治時代に皇太子の婚礼の記念碑として、あるいは戦没者の慰霊碑として建立され、神社境内に定着したことを指摘した36)。

神社境内の施設の詳細,ことに石材利用には,地域性が 明瞭に表れていると見られる。また記念碑や慰霊碑は,神 社境内を構成する本質的な施設ではないが,境内の公共性 に関わり,それらには国家的行事や戦争など時代性が反映 されている。

## おわりに

近代神社境内に関する研究は近年活発であり、官国幣社

など規模の大きな神社に関しては造営の経緯や技術的内容が明らかになりつつある。しかし、近代の府県社以下の規模の小さな神社境内に関しては、神社数も多く、不明なことは多い。

官国幣社にしても1920年代から30年代の, 大規模であったらしい境域改修の内容がどのようなものか, 詳細はわかっていない。それは明治神宮内苑・外苑の工事の影響を受けている可能性があると推察でき, 社殿の標準化が進んだからには境域改修の標準化も進んだのではあるまいか。明治神宮後の神社境内の造営は公園との違いを明確にしつつ, 関東大震災後の震災復興公園の建設における技術的蓄積と共に, 太平洋戦争後の都市公園や庭園にも少なからず影響を与えたはずである。

近代の神社境内の造成や造園施設に関する研究成果の蓄積はまだ少ないが、現代の神社境内のみならず、公園・庭園や造園技術とも密接にかかわるものであろう。近代日本の天皇制と国家神道と軍国主義および神社との結びつきという歴史的背景には注意しなければならないが、近代神社境内の研究は進展が期待される。

#### 参考文献

- 中嶋節子 (1997) 近代京都における神社境内の環境整備─「神苑」の創出─. 賀茂文化研究 5 号. pp.17-33.
- 2) 神道文化会・創立五十周年記念出版委員会編(1998)近代 の神社景観―神社局時代に撮影された神社―. 中央公論美 術出版. pp.598.
- 3) 藤岡洋保(1998) 内務省神社局・神祇院時代の神社建築 神道文化会・創立五十周年記念出版委員会編 近代の神社 景観―神社局時代に撮影された神社―. 中央公論美術出版. pp. 460-484.
- 4) 藤田庄市(1998)境内の景観にみる時代性とその背景.神道文化会・創立五十周年記念出版委員会編 近代の神社景観―神社局時代に撮影された神社―. 中央公論美術出版.pp.485-500.
- 5) 岡田米夫(1966)神宮・神社創建史.(財)神道分科会編・ 発行 明治維新神道百年史(第二巻). pp.3-182.
- 6) 村上重良 (1974) 慰霊と招魂―靖国の思想―. 岩波新書 C156. pp.222.
- 7) 坂本是丸 (2005) 近代の神社神道. 弘文堂. pp.286.
- 8) 薗田 稔·橋本政宣編(2004)神道史大辞典. 吉川弘文館. p.333.
- 9) 酒井一光 (2000) 神仏分離による寺社境内の建造物の移築・ 転用一摂津の事例について一. 大阪市立博物館研究紀要第 32 冊. pp.13-24.
- 10) ジョン・ブリーン (2013)「神都物語」―明治期の伊勢―. 高木博志編 近代日本の歴史都市―古都と城下町―. 京都 大学人文科学研究所研究報告. 思文閣出版. pp.351-384.
- 11) 加藤悠希 (2016) 近世・近代の伊勢神宮における復古意識. 第二十三回国際神道文化研究会 明治神宮「誕生」の前史 を考える一境内と社殿の近世・近代―. 神園第十五号. pp.94-104.
- 12) 青木祐介(2016)制限図とその展開. 第二十三回国際神道 文化研究会 明治神宮「誕生」の前史を考える一境内と社 殿の近世・近代―. 神園第十五号. pp.105-117.
- 13) 青木祐介(2001)制限図の作成過程とその成立時期について、日本建築学会計画系論文集第546号、pp.261-267.
- 14) 青井哲人(2015)神社における「近代建築」の獲得―表象と機能,国民と帝国をめぐって、藤田大誠・青井哲人・畔上直樹・今泉宣子編 明治神宮以前・以後. 鹿島出版会.

- pp. 25-66.
- 15) 清水重敦 (2013) 創建神社の造営と近代京都. 高木博志編近代日本の歴史都市―古都と城下町―. 京都大学人文科学研究所研究報告. 思文閣出版. pp.93-113.
- 16) (財)東京都公園協会編(1985)東京の公園 110 年. 東京都 建設局公園緑地部. pp.19-28. 34-43. 58-60. 99-103.
- 17) 東京都建設局公園緑地部編(1975)東京の公園百年. 東京 都広報室都民資料室. pp.52-53, 66-67, 96-100.
- 18) 湯島神社(1978) 湯島天神誌.
- 19) 河村忠伸(2015)法令から見た境内地の公共性―近代神社 境内における神社林の変遷と公園的性格. 藤田大誠・青井 哲人・畔上直樹・今泉宣子編 明治神宮以前・以後. 鹿島 出版会. pp.373-392.
- 20) 坪内祐三 (2001) 靖国. 新潮文庫つ-18-1. pp.349. (原著は 1999 年刊行)
- 21) 藤田大誠(2015)帝都東京における「外苑」の創出―宮城・明治神宮・靖国神社における新たな「公共空間」の形成. 藤田大誠・青井哲人・畔上直樹・今泉宣子編 明治神宮以前・以後. 鹿島出版会. pp.101-140.
- 22) 長谷川香(2015) 明治神宮外苑前史における空間構造の変 遷一軍事儀礼・日本大博覧会構想・明治天皇大喪儀. 藤田 大誠・青井哲人・畔上直樹・今泉宣子編 明治神宮以前・ 以後. 鹿島出版会. pp.231-262.
- 23) 永瀬節治 (2015) 近代神社の空間整備と都市計画の系譜―地域開発・観光振興との関りから、藤田大誠・青井哲人・畔上直樹・今泉宣子編 明治神宮以前・以後、鹿島出版会、pp.413-437.
- 24) ケネス・ルオフ (木村剛久訳) (2010) 紀元二千六百年 消費と観光のナショナリズム. 朝日選書 872. 朝日新聞出版. pp. 296.
- 25) 今泉宣子 (2016)「鎮守の森」をめぐる顕彰と検証. 熊楠 研究 第10号. pp.48-73.

- 26) 畔上直樹 (2015) 戦前日本における「鎮守の森」論. 藤田 大誠・青井哲人・畔上直樹・今泉宣子編 明治神宮以前・ 以後. 鹿島出版会. pp.67-100.
- 27) 櫻井敏夫(1998) 伝統的様式からみた近代の神社―その空間と造形からの視点―. 神道文化会・創立五十周年記念出版委員会編 近代の神社景観―神社局時代に撮影された神社―. 中央公論美術出版. pp.415-459.
- 28) 野坂昭如 (2001) 坪内祐三「靖国」解説. 坪内祐三 靖国. 新潮文庫つ-18-1. pp.343-349.
- 29) 小野芳朗(2013)帝国の風景序説―城下町岡山における田村剛の風景利用―. 高木博志編 近代日本の歴史都市―古都と城下町―. 京都大学人文科学研究所研究報告. 思文閣出版. pp.479-514.
- 30) 杉山 恵 (2014) 「皇大神宮遥拝殿」試論. 江戸・東京の 都市史 近代移行期の都市・建築・社会. 東京大学出版会. pp.135-162.
- 31) 北海道神宮・国学院大学研究開発推進センター編 (2014) 北海道神宮研究論叢. 弘文堂.
- 32) 吉原大志 (2015) 近代神戸の都市開発と湊川神社――九〇一年境内建物立ち退き問題から.藤田大誠・青井哲人・畔上直樹・今泉宣子編 明治神宮以前・以後. 鹿島出版会. pp.373-392.
- 33) 東京国立博物館・九州国立博物館 (2013) 国宝 大神社展. NHK, NHK プロモーション. pp.69-103, 263-272.
- 34) 小林 章 (2002) 金沢における戸室石利用の意義. ランドスケープ研究 65 (5). pp.487-490.
- 35) 小林 章・本田祐一・國井洋一(2009) 金沢における胴割 石積みの利用の展開. ランドスケープ研究 第72 巻増刊 造園技術報告集 No. 5. pp. 204-209.
- 36) 小林 章・國井洋一 (2011) 近代の石巻における神社境内の 井内石製施設の展開. ランドスケープ研究 74 (5). pp.441-446

## Trends in Research on Modern Shinto Shrine Grounds

## By

## Akira Kobayashi\*†

(Received December 8, 2016/Accepted January 27, 2017)

Summary: Research on modern Shinto shrines has been active in recent years, spanning shrines from the Meiji period to the pre-war Showa period in Japan. There is ongoing research in the fields of Shinto history, architectural history, urban history, the history of landscape architecture, and the history of tourism.

The Meiji government was theocratic, making the Shinto religion the pillar of the nation. Buddhist elements were removed from the grounds of Shinto shrines. According to government law, the land owned outside of shrine grounds was held by the government, and there are examples of wide areas of the forests surrounding shrines being lost.

The Meiji government started ranking shrines, with Ise Jingu at the top, and shrines every where were classified, such as shrines for which the country budgeted.

At the beginning of the Meiji period, shrines dedicated to ancestors of the Imperial House of Japan or those dedicated to its loyal retainers were established all over Japan. The government had a section dedicated to shrines, where an organization for upkeep was formed, and the layout of the main building of new shrines and a map dictating the limits of the shrines themselves were created and standardized. In addition, old shrines were held in high regard for their traditional appearance.

At the beginning of the Meiji period, a shrine dedicated to the spirits of government soldiers who fell in battle was established. This shrine was renamed "Yasukuni Jinja," and the grounds were renovated as the number of soldiers increased in war.

There are also examples of the grounds of shrines being considered as parks as per a law related to parks from the first year of the Meiji period.

During the Taisho period, when Meiji Jingu, dedicated to Emperor Meiji, was established in Tokyo, the standardized map dictating shrine limits was used for reference. There was deep discussion on the selection of the site, the style of the main shrine, and the tree species comprising the shrine forest. The shrine grounds of Meiji Jingu were divided into Meiji Jingu Naien where the main shrine, surrounded by forest, was built and a Western-influenced Meiji Jingu Gaien where the Meiji Memorial Picture Gallery and fitness facilities were built, and this had a large effect on how the city of Tokyo was planned out.

When constructing the forest of the shrine, the way of thinking of a shrine forest evolved to idealizing an evergreen forest containing the Castanopsis genus, and evergreen oak trees.

From the Meiji period, shrines honoring the spirits of those fallen in war were established all over Japan. These shrines were reformed according to the pre-war Showa period system, and the style of the main building and layout were established by the government.

New gardens have been established on the grounds of modern shrines.

Maintenance was carried out on the stone Torii gates, name posts carved of stone, paving stones, stone steps, and stone fences found on shrine grounds, and stone from the local area was used.

Key words: modern period, grounds of Shinto shrine, Meiji Jingu, forest of the shrine, park

<sup>\*</sup> Professor Emeritus, Tokyo University of Agriculture

<sup>&</sup>lt;sup>†</sup> Corresponding author (E-mail: shosan.k3@outlook.jp)